

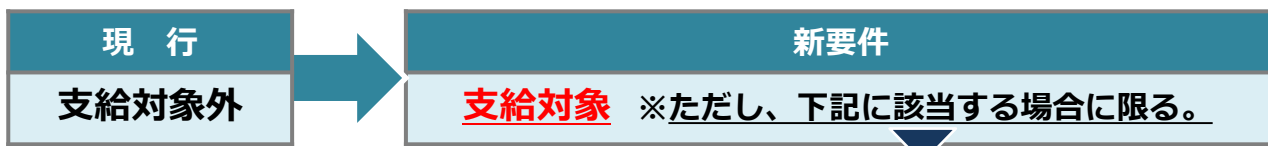
就労継続支援 A 型事業 を実施する事業主の方へ

平成29年5月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合に対する支給要件を変更します。

「特定求職者雇用開発助成金」（以下「本助成金」といいます。）は、平成29年5月1日から、下の2点について支給要件の一部を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

1. 暫定支給決定の取扱い

▶ 変更点：「暫定支給決定を受けた障害者を雇い入れる場合」の本助成金の適用



暫定支給決定の有無に関わらず、本助成金の支給対象となる場合の条件

● 雇い入れ時点で「継続して雇用することが確実である」と認められること（※）

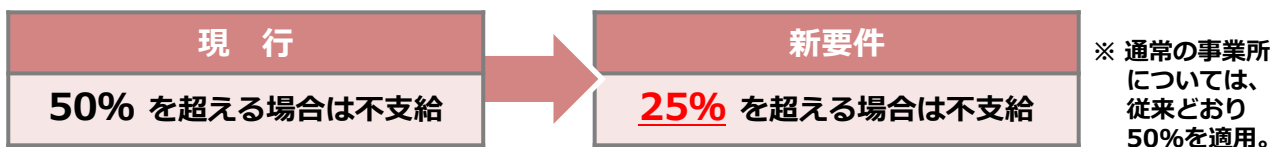
（※）具体的には、雇い入れられた当初に締結した雇用契約書等に、下の①②のいずれかが明示されている場合をいいます。

- ① 期間の定めのない雇用であること
- ② 有期雇用契約であっても、契約が自動的に更新されるものであるか、本人による契約更新の意思表示があれば、更新されるものであること

- ▶ 変更の経緯 ○ 暫定支給決定期間があった場合、従来は、雇い入れ当初より「継続して雇用することが確実である」とは認められないとして、本助成金は支給対象外としてきたが、今般、事業主と労働者の実際の雇用契約の内容に応じて支給の可否を決定することとした。

2. 離職割合要件の取扱い

▶ 変更点：就労継続支援 A 型事業所に対して適用する「離職割合要件」



- ▶ 変更の経緯 ○ 本助成金は、障害者など就職が特に困難な方の雇用機会の増大及び雇用の安定を図るために、それらの方を雇い入れる事業主に対して賃金の一部を助成するもの。
- しかしながら、本助成金を受給した事業所の中には、労働者の職場定着に対する事業主による措置が十分でないなどのために対象労働者が助成金の支給中または支給終了後に離職してしまう場合が見受けられるため、平成27年10月から「過去に本助成金を活用して雇い入れた労働者の離職割合が 50% を超える場合には不支給とする」離職割合要件を設けている。
- 就労継続支援 A 型事業所は、障害者の雇用を専門的に行う事業所であり、一般企業以上に障害者の職場定着について必要な措置をとることが期待されているが、この措置が不十分である事例が一部で確認されている。実際、本助成金の支給対象となった障害者の離職状況について調査したところ、通常の事業所より就労継続支援 A 型事業所の方が離職率が高い状況にあり、その是正を図ることが求められている。